

インドにおける強制実施権制度の概要

1. 強制実施権が認められる要件

(1) 概要

- ・ インド特許法（2002 年特許（改正）法）では、第 16 章第 83 条から第 94 条に強制実施権に係る規定がおかれている。
- ・ 強制実施権は、以下の一般目的を達成するために付与される。
 - ① 特許発明がインドにおいて商業規模で不当な遅延なしに、かつ、合理的に実行可能な極限まで実施されること。
 - ② 特許権の保護の下に現にインドにおいて特許発明を実施又は開発している者の権益を不当に阻害しないこと。
- ・ 特許証捺印の日から 3 年の期間の満了後はいつでも、利害関係人は以下を理由に特許庁長官に対し、強制実施権の付与を請求することができる。
 - ① 特許発明に関する公衆の合理的な需要が充足されていないこと（具体的には下記※参照）。
 - ② 特許発明が合理的な価格で公衆にとって利用可能ではないこと。
 - ③ 特許発明がインドの領域内で実施されていないこと。

※公衆の合理的な需要が充足されていないとみなされる場合

- ・ 「公衆の合理的な需要」については、次に掲げる場合に該当するときは、充足されなかったものとみなされる。
- ① 特許権者が実施許諾を拒絶した又は合理的な条件で実施許諾することを拒絶したことにより、以下のいずれかの状況が生じていること。
 - (i) インド国内の現存の商業又は工業、それらの発展、商業若しくは産業の新興、又はインドにおいて商業若しくは工業に従事する何人か若しくは一定の人々の商業又は産業が、阻害されている場合。
 - (ii) 特許物品の需要が、インドにおける製造によって十分な程度まで又は合理的な条件で充足されていない場合。
 - (iii) インドにおいて製造された特許物品を輸入している国の市場が供給を受けていない場合又は開拓されていない場合。
 - (iv) インドにおける商業活動の創設又は発展が阻害される場合。
- ② 特許権に基づく実施権の許諾時、又は特許物品若しくは方法の購入、賃借、若しくは使用時に特許権者が課した条件により、インドにおいて特許権によって保護されていない物の製造、使用、若しくは販売、又は何らかの商業若しくは産業の創設若しくは発展が阻害される場合。
- ③ 特許権に基づく実施権の許諾時の条件として、特許権者が排他的グラントバックの提供、特許の不爭条項、強制的包括ライセンスを課した場合。
- ④ 特許発明がインドにおいて商業規模で十分な程度まで実施されていない場合又は合理的に実行可能な極限まで実施されていない場合。
- ⑤ インドにおける特許物品の需要が次に掲げる者による外国からの輸入によって現に防止又は妨害されている場合。
 - (i) 特許権者又は特許権者に基づいて権利を主張する者。

(ii) 前記の者から直接的若しくは間接的に購入している者。

(iii) その他の者で、それに対して特許権者が侵害訴訟を現に提起中ではない者又は提起したことがない者。

(2) 中央政府の告示による強制実施権

- ・ 国家緊急事態又はその他の極度の緊急事態に対応する場合、公益を増進するための非営利目的の使用の場合、現に効力を有するすべての特許権について、強制実施権を付与することが必要と中央政府が認める場合には、その旨を官報に告示する。
- ・ 当該告示がされた場合、特許庁長官は、利害関係人によって前記告示後に行われた請求に基づいて、特許庁長官が適当と認める条件で、当該請求人に対して当該特許権に基づく実施権を許諾する。また、当該実施権の条件設定に当たっては、特許庁長官は、当該特許権に基づいて製造された物品について、保有する特許権から合理的な利益を得ようとする特許権者一般に適合する最低価格で、これが公衆にとって入手可能になることを確保するように努めなければならない。

2. 手続き等

○強制実施権の付与

- ・ 特許庁長官による実施許諾命令の決定における考慮要素¹。
 - ① 当該発明の性質、特許証捺印の日から経過した期間、及び当該特許権者又はその実施権者が当該発明の完全利用のため既に執った措置。
 - ② 公益上当該発明を実施させるため当該命令により実施権が与えられるはずである者の能力（請求者の能力）。
 - ③ （請求が認容される場合の）当該請求人の資本提供及び当該発明実施に伴う危険を負担する能力。
 - ④ 請求者が合理的な商業上の条件で特許権者から許諾を得る努力を行い、かつ合理的な期間内にその努力が成功しなかったか否か。

○強制実施権の条件

- ・ 実施料は、発明の性質並びに発明の創作又は開発、特許権の取得及び権利の維持に支出した費用及びその他の関連要因にかんがみて、合理的でなければならない。
- ・ 実施権が許諾された当人は、極限まで、かつ、その者に合理的な利潤を伴って実施しなければならない。
- ・ 特許物品は合理的な価格で公衆が入手可能にならなければならない。
- ・ 強制実施権は非排他的実施権とする。
- ・ 実施権者の権利は譲渡することはできない。

¹ 但し、国家緊急事態又はその他の極度の緊急事態に対応する場合、公益を増進するための非営利目的の使用の場合、反競争的慣行がある場合を除く。

○強制実施権の撤回等

- ・強制実施の原因が消滅した場合、特許庁長官は強制実施権を撤回することができる。

3. 強制実施権に関連した事例

○1911 年特許法の下での事例

実施権の付与 16 件/申請 55 件²

（実施権の付与 16 件/棄却 3 件/放棄 7 件/取下 25 件/その他（特許期間満了等）4 件）

○1970 年特許法の下での事例

実施権の付与 4 件/申請 5 件³

（実施権の付与 4 件、特許期間満了 1 件）

Sugan Engineering (P) Ltd. v James Mackie Holdings Ltd., Application under Section 84 of the Patents Act, 1970, Order dated 10 October 1975.

[決定事項]

- ・特許権者は輸入によってのみ公衆の合理的な需要を満たしており、当該特許権は輸入のための独占を確保するために取得されている。
- ・インドに輸入されている特許物品の価格は、不当に高額であると認められる。
- ・紡績機のフレームを購入した者以外には当該フライヤーを販売しないことは特許権の濫用に等しい。
- ・これらの理由により、強制実施権の付与を認める。
- ・合理的な実施料は、最終製品（特許発明が組み込まれた紡績機全体）の売上げの 3.5%とする。

[事件概要]

James Mackie Holdings 社は、ジュート産業で使用される紡績機のフライヤーに関する特許を取得していた。Sugan は、当該特許はインドのジュート産業にとって必要不可欠であること、特許権者は単に当該フライヤーの輸入を行っているだけであり、このことで製品の価格が非常に高額になっていること、当該フライヤーは特許権者から紡績フレームを購入した者のみが購入できるという条件があること等を主張し、1970 年特許法第 84 条に基づき、強制実施権の設定を請求したのが本件である。

請求者の主張に対し、特許権者は、輸入によって公衆の合理的な需要が満たされていること、インド市場に供給されているフライヤーは高品質であることにかんがみれば、価格は低く合理的であること、インド国内に特

² これらの事案の中には、同一当事者による関連特許をめぐる事案が多数含まれている。

許権者が課す水準を満たす企業は無く、安全性の観点から強制実施権の付与は公益に反すること等の反論を行った。

○1995 年 1 月インド WTO 加盟・経過措置⁴により 2000 年 1 月 TRIPS 協定適用。

○1999 年特許(改正)法(1995 年 1 月 1 日改正 1999 年 3 月 26 日施行)以降、事例なし。

4. 法改正の動向

- ・現在のところ、法改正の予定なし。

5. その他

○特許権の取消

- ・中央政府又は何らかの利害関係人は、最初の強制実施権許諾の命令の日から 2 年の期間満了後には、特許庁長官に対し、強制実施権の申請理由に挙げられた上記の項目を理由として、当該特許権を取消すべき旨の命令を請求することができる。特許庁長官は、申請理由に納得する場合、当該特許権を取消す命令を発することができる。

³ 同上。

⁴ TRIPS 協定第 65 条第 2 項の規定により、開発途上加盟国は TRIPS 協定を適用する日から更に 4 年間、TRIPS 協定の適用を延期することができる(第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定を除く。)。